

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生産振興部 水産課

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律			法令の番号	昭和63年12月23日 法律第99号			
許認可等の種類	遊漁船業の登録の変更の登録			根拠条項	第7条			
審査基準	変更届出の内容が法第6条第1項第6号から第9号に該当する場合は、変更登録を拒否する。							
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間 21日	目次
						標準経由期間 日	NO	32